

民法

1

第三版[全訂]

民法

1

総則・物権法

我妻 榮 著
有泉 亨

一粒社

著者紹介

我妻 榮（わがつまさかえ）

明治30年米沢に生まる。大正9年東京帝国大学卒業，
東京大学教授，東京大学名誉教授，法務省特別顧問，昭和48年10月没。

有泉 亨（ありいずみとおる）

明治39年山梨県に生まる。昭和7年東京帝国大学卒業，京城大学法文学
部教授を経て東京大学教授，社会科学研究所所員，現在東京大学名誉教
授，上智大学教授。

民法 1 総則・物権法

昭和29年5月10日 第1版第1刷発行

昭和36年1月20日 第2版第1刷発行

昭和51年6月10日 第3版第1刷発行

昭和53年6月10日 第3版第6刷発行

検印廃止

定価 1,200 円

© 1976 著 者 我 妻 榮
有 泉 亨

発 行 者 彦 坂 竹 男

発行所 株式 一 粒 社
会 社

東京都台東区谷中2-5-18 電話東京(821)3916
郵便番号 110 振替東京 163190

印刷所 堀内印刷／製本所 徳住製本

表紙・箱 駒井佑二

全訂の序

昭和二十九年に版を新しくし、その後なんとか訂正や増補を加えてきた本書も、ここ十数年の間に既存の法令の改正、新法の制定、判例の移りかわり、それに学説の発展も加わって、かなり大幅に書き改める必要にせまられていた。そして昭和四十八年のはじめ頃に、我妻先生の立てられていた予定の中には、本書の全訂作業が含まれていて、一粒社の担当者との間で具体化の話し合いが行なわれ、執筆の態度や、書物の形など従来のを踏襲するという方針もきまっていた。ところが悲しいことに、先生は同じ年の十月、にわかに不帰の客となられた。全訂の仕事は私人の肩にかかってしまったのである。しかし、私の身辺を取りまく事情から仕事はかばかしく進まなかった。それでも昭和五十年の末によく第一巻（民法総則・物権法）の原稿ができ上り、ここに発行の運びとなったのである。

執筆に当たって、民法典の体系をくずさないという基本方針など、旧版を踏襲したことはいうまでもないが、特に我妻先生の見解の発展に留意し、民法講義（岩波書店刊）、民法案内（一粒社刊）を参照した。しかし問題によっては、先生の最終の意見がどの辺にあったかを明確にできない分

野もあって、私個人の見解が表に出ていることも少なくないと思われる。現代の民法学の、いわば通説の到達した最高水準を簡明に解説するという「ダットサン民法」の目標をはずれていなければ幸いである。

なお、形の上では、この版から主要な判例を註記することとし、また、全書版からB6判にかえたため、心もち形が大きくなった。後者は主として用紙の無駄をはふいて、できるだけ廉価で提供しようとの趣旨から出たものである。引きつづいて第二卷（債権法）、第三卷（親族法・相続法）の全訂作業を進め、同じ様式で統一する予定である。

最後に、全訂版の刊行については、終始、岩田元彦さんのお世話になった。ここに記して、感謝の意を表しておきたい。

昭和五十一年三月

鎌倉の山荘にて

有 泉 亨

序

この書は、私が、昭和八年に、岩波全書と呼ばれた叢書の一つとして書いた民法Ⅰを有泉君と二人で再検討し、有泉君が筆をとって、全面的に書き替えたものである。

全書の民法を書いた後、私は、一方では、民法各編の理論を詳細に説くものとして、民法講義の公刊の仕事をすすめるとともに、他方では、民法理論の大綱を説くものとして、民法大意三冊を完成した。新制度の大学の講義では、民法大意を教科書として使っている。だから、私の計画では、全書の民法はもはや存在意義のないものとなり、長く絶版にしておいたのであった。

ところが、全書の民法に対する学生諸君の需要はなくならない。その再生復版を希望する声はかなり強い。民法大意は、民法典の編別を無視して、私の独得な体系によっているので、他の先生の講義の参考書としては不便だということや、民法大意は、民法周辺の特別法にかなり重点をおいて、全法律体系における民法の地位を明らかにしようとしているが、例えば司法科試験の準備のためなどには、民法だけをもっと簡明に説くものがほしいということなどが、その理由らしい。

学生諸君のかような希望にはもったもな点がある。しかし、実をいうと、私はその仕事にあまり気のりがしなかった。他にもっと研究すべき問題をもっておりながら、民法の教科書だけをいろいろの形で書くことは、それほど興味のある仕事ではないからである。

右のような事情であつたが、この度、有泉君という有能な協力者をえたので、いよいよ決心して版を新たにすることにした。元来、岩波全書は、「現代の科学の一般的な理論、すなわち、いわば通説の到達した最高水準を簡明に解説すること」を目的とし、著者の主観的な意見をあまり前面におしださない方針の下に編集されたものであり、私もむろんその方針に従つて書いた。だから、いま有泉君の協力によつて書き替えても、全体としての統一を破るおそれは全然ない。いや、かえつて、有泉君の清新な思想が打ち込まれることによつて、一層その水準を高めたものだと信じている。

昭和二十九年三月欧州に旅立つにあたって

東京大学法学部研究室にて

我 妻 榮

新訂の序

昭和二十九年に版を新らしくしたこの本は、学生諸君から予想以上の歡迎を受け、新訂版をつくらねばならないことになったので、これを機会に全面的な再検討をした。

目下のところ有泉君は私以上に忙しいので、私自身でやった。私がペンをとるとかく詳しくなり過ぎると批判される。この本をあまり大きくしては、「ダットサン民法」という学生諸君のつけてくれた愛称にふさわしくないものになる。このことを始終念頭においたのだが、それでも約二〇頁の増加をまぬかれなかった。少しでも読み易いものになったら嬉しいと思う。

昭和三五年暮

東京大学図書館名誉教授室にて

我 妻 榮

凡 例

一、序論と総則および物権法に、それぞれ、項目の通し番号をつけ、検索の便をはかった。たとえば、総〔七六〕1とあるのは、第一編総則の項目〔七六〕の(1)を示す。なお、總は総則(第一編・Ⅰ)、物は物権法(第二編・Ⅰ)、債は債権法(第三編・Ⅱ)、親は親族法(第四編・Ⅲ)、相は相続法(第五編・Ⅳ)の略語である。

二、判例の引用は、民法基本判例集との関連に留意し、通常的方式に従って、必要な個所に註記した。たとえば、最判昭和三〇・一〇・七民集一六一六頁とあるのは、昭和三〇年一〇月七日の最高裁判所判決で、最高裁判所民事判例集昭和三〇年度一六一六頁所載を示す。

三、法令の略語は、原則として有斐閣六法全書の法令名略語によった。

四、索引については、条文・事項それぞれの索引の説明を参照されたい。

目次

目次

全訂の序	有泉亭
序	我妻榮
序論	
第一章 民法典の沿革	三
第二章 民法の構成	九
第三章 民法の適用範圍	一六
第一編 總則	
第一章 序説	三
第二章 人	六
第一節 權利能力	六

第二節 行為能力と無能力者	三
第三節 未成年者	六
第四節 禁治産者	四一
第五節 準禁治産者	四四
第六節 無能力者の相手方の保護	四六
第七節 住所	五一
第八節 不在者	五四
第三章 法人	五七
第一節 法人序説	五七
第二節 法人の設立・組織変更および登記	六九
第三節 法人の能力	七五
第四節 法人の機関	八五
第五節 法人の消滅	九〇
第六節 法人の監督	九三
第七節 外国法人	九四

第四章 物	六六
第一節 物の意義とその分類	六六
第二節 動産と不動産	一〇〇
第三節 主物と従物	一〇四
第四節 元物と果実	一〇五
第五章 法律行為	一〇八
第一節 総 説	一〇八
第二節 法律行為の解釈	一一五
第三節 法律行為と強行規定および公序良俗	一二三
第六章 意思表示	一二一
第一節 総 説	一二一
第二節 意思と表示の不一致	一二三
第三節 瑕疵ある意思表示	一四〇
第四節 意思表示の効力発生	一四三

第七章 代理	一四八
第一節 総説	一四八
第二節 代理権	一五五
第三節 代理行為	一六三
第四節 無権代理	一六七
第八章 無効および取消	一七六
第一節 総説	一七六
第二節 無効	一七八
第三節 取消	一八三
第九章 条件および期限	一九〇
第一節 条件	一九〇
第二節 期限	一九六
第一〇章 期間	二〇一
第十一章 時効	二〇四

第一節 総 説	104
第二節 取得時効	113
第三節 消滅時効	116
第二編 物 権 法	
第一章 物権法総論	115
第一節 序 説	115
第二節 物権の通有性	118
第三節 物権の変動	123
第二章 占 有 権	126
第一節 総 説	126
第二節 占有権の取得	129
第三節 占有権の効力	137
第四節 占有権の消滅	141
第五節 準 占 有	144

第三章 所有権	三六
第一節 総説	三六
第二節 相隣関係	三三
第三節 所有権の取得	三五
第四章 地上権	四八
第五章 永小作権	六三
第六章 地役権	七〇
第七章 入会権	七八
第八章 留置権	八六
第九章 先取特権	九五
第一〇章 質権	一五
第十一章 抵当権	四八
第一節 普通の抵当権	四八

目 次

第二節	特殊の抵当権	四八
第二章	権利の移転による担保制度	五〇
第一節	譲渡担保	五〇
第二節	仮登記担保	五七
条文索引		
事項索引		

序

論